

一般社団法人 日本応用数理学会 表彰規程

2012 年 7 月 27 日 理事会 制定
2014 年 1 月 24 日 理事会 改正
2016 年 3 月 25 日 理事会 改正
2021 年 1 月 29 日 理事会 改正
2022 年 5 月 20 日 理事会 改正
2023 年 9 月 29 日 理事会 改正
2025 年 9 月 19 日 理事会 改正

第 1 章 目的

第 1 条（目的）

この規程は、一般社団法人応用数理学会（以下、学会）の表彰に係わる全般的事項について定める。

第 2 章 表彰の種類

第 2 条（表彰の種類）

学会の表彰および推薦は次の通りとする。

- （1）業績賞
- （2）論文賞
- （3）ベストオーサー賞
- （4）年会若手優秀講演賞
- （5）年会優秀ポスター賞
- （6）研究部会連合発表会優秀講演賞
- （7）外部団体等が制定している賞、研究助成等（以下、外部賞）への推薦

第 3 章 委員会

第 3 条（表彰委員会）

学会理事数名で表彰委員会を構成する。表彰委員は理事会で選任する。

第 4 条（各賞の選考委員会）

表彰委員会の下に次の各賞選考委員会を置き、表彰に関する運営は委員会に委ねる。

- （1）業績賞選考委員会
- （2）論文賞和文論文誌部門選考委員会
- （3）論文賞 JJIAM 部門選考委員会
- （4）論文賞 JSIAM Letters 部門選考委員会

- (5) ベストオーサー賞選考委員会
 - (6) 年会若手優秀講演賞選考委員会
 - (7) 研究部会連合発表会講演賞選考委員会
- 2 年会ポスター賞に関する運営は、各年会実行委員会に委ねる。
 - 3 外部賞への推薦は、表彰委員会が所掌する。

第4章 業績賞

第5条（業績賞の目的）

業績賞は、応用数理分野において、顕著な業績をあげた者を表彰し、応用数理および学会のさらなる発展をはかることを目的とする。

第6条（業績賞の構成）

業績賞は次の2つの分類からなる。

A 理論を重点とするもの

B 応用を重点とするもの

- 2 分類Aは、応用数理分野で、理論を中心として顕著な業績があると認められた個人または数名程度のグループに授与する。
- 3 分類Bは、応用数理分野で、応用を中心として顕著な業績があると認められた個人または数名程度のグループに授与する。
- 4 表彰の件数は各分類とも、毎年それぞれ2件以内とする。

第7条（業績賞の表彰）

業績賞の表彰は、毎年1回、定時社員総会において行う。受賞者には表彰状を授与する。あわせて、学会誌『応用数理』において受賞者及び受賞業績を紹介する。

第8条（業績賞選考委員会）

業績賞選考委員は、理事会で選任する。

- 2 選考委員の任期は、委嘱の日より、表彰を行う定時社員総会までとする。
- 3 選考委員は、無報酬とする。

第9条（業績賞表彰候補者の推薦）

業績賞表彰候補者は、本会会員（正会員、学生会員）または業績賞選考委員会からの推薦（自薦を含む）によるものとする。

第10条（業績賞推薦手続き）

推薦者は、学会賞推薦書に必要事項を記載し、学会事務局へ指定された期限までに提出する。業績賞選考委員会による推薦は業績賞選考委員会で行う。

第 11 条（業績賞選考手順）

業績賞選考委員会は、提出された推薦書に基づいて審議し、表彰候補者を理事会へ報告する。

2 理事会は、業績賞選考委員会の推薦結果を審議し、表彰者を決定する。

第 5 章 論文賞

第 12 条（論文賞の目的）

論文賞は、日本応用数理学会論文誌（以下和文論文誌と略す）、英文論文誌 Japan Journal of Industrial and Applied Mathematics（以下 JJIAM と略す）及び JSIAM Letters（以下 Letters と略す）に掲載された論文のうち、特に優秀なものを選び、その著者に贈呈する。

第 13 条（論文賞の構成）

論文賞で表彰する論文は、以下に従い総合計 8 編以内を選ぶ。ただし、総数は事情により変更することができる。

- ① 和文論文誌を構成する“理論”、“応用”、“実用”、“ノート”の 4 部門、及び“サーベイ”からそれぞれ毎年 1 編以内、計 3 編以内を選ぶ。
- ② JJIAM から毎年 2 編以内を選ぶ。
- ③ Letters から毎年 3 編以内を選ぶ。

第 14 条（論文賞の表彰）

論文賞の表彰は、毎年 1 回、年会において行う。受賞者には表彰状を授与する。あわせて、学会誌『応用数理』において受賞者及び受賞論文を紹介する。

第 15 条（論文賞の対象）

論文賞選定の対象となる論文は表彰の年度の前年の 12 月号まで過去 3 年間の間にいずれかの論文誌に掲載されたものとする。

2 表彰する論文が共著の場合は、共著者全員を表彰する。

第 16 条（論文賞の重複授賞）

論文賞は、同一著者に重ねて授与しても差し支えない。

第 17 条（論文賞選考委員会）

和文論文誌、JJIAM、Letters の論文の審査は、それぞれ論文賞和文論文誌部門選考委員会、論文賞 JJIAM 部門選考委員会、論文賞 JSIAM Letters 部門選考委員会で行う。

2 論文賞和文論文誌部門選考委員会は、和文論文誌編集委員から編集委員長を含む 5 名

と、分野に偏らないよう理事会で推薦された4名の計9名で構成する。和文論文誌編集委員長は選考委員会の委員長を務める。

3 論文賞 JJIAM 部門選考委員会は、JJIAM 編集委員から編集委員長を含む5名と、分野に偏らないよう理事会で推薦された2名の計7名で構成する。JJIAM 編集委員長は選考委員会の委員長を務める。

4 論文賞 JSIAM Letters 部門選考委員会は、Letters 編集委員から編集委員長を含む5名と、分野に偏らないよう理事会で推薦された4名の計9名で構成する。Letters 編集委員長は選考委員会の委員長を務める。

5 各選考委員の任期は、委嘱の日より、表彰を行う年会最終日までとする。

6 選考委員は、無報酬とする。

第18条（候補論文の推薦）

論文賞選考にあたっては、学会誌『応用数理』などで広く全会員から候補論文の推薦を募ることとする。その際、自薦、他薦のいずれでも良いものとする。

第6章 ベストオーサー賞

第19条（ベストオーサー賞の目的）

ベストオーサー賞は、学会誌『応用数理』に掲載された論文およびインダストリアルマテリアルズを対象とする。「論文部門」は、大方の会員にとって理解しやすく興味を与える特に優秀なものを選び、その著者に贈呈する。「インダストリアルマテリアルズ部門」はこれに加えて、具体的な産業応用との関連が明確な特に優秀な著述を選び、その著者に贈呈する。但し、選考委員会が特別の必要を認め、理事会で承認された場合は、これらの条件は必ずしもその限りではない。

第20条（ベストオーサー賞の構成）

ベストオーサー賞で表彰する著述は、毎年「論文部門」、「インダストリアルマテリアルズ部門」合わせて2編以内を選ぶ。原則は、各部門で1編ずつとする。

第21条（ベストオーサー賞の表彰）

ベストオーサー賞の表彰は、年1回、年会において行う。受賞者には、表彰状を授与する。あわせて、学会誌『応用数理』において受賞者及び受賞著述を紹介する。

第22条（ベストオーサー賞の対象）

ベストオーサー賞選定の対象となる著述は、表彰の年度の前年の12月号まで過去3年間の間にいずれかの号に掲載されたものとする。

2 表彰する著述が共著の場合は、共著者全員を表彰する。

第23条（重複授賞）

ベストオーサー賞は、同一著者に重ねて授与しても差し支えない。

第24条（ベストオーサー賞選考委員会）

ベストオーサー賞の審査は、ベストオーサー賞選考委員会で行う。

2 ベストオーサー賞選考委員会は、学会誌「応用数理」編集委員から編集委員長を含む5名と、理事会で推薦された4名の計9名で構成する。学会誌「応用数理」編集委員長は選考委員会の委員長を務める。

3 各選考委員の任期は、委嘱の日より、表彰を行う年会最終日までとする。

4 選考委員は、無報酬とする。

第7章 年会若手優秀講演賞

第25条（年会若手優秀講演賞の目的）

年会若手優秀講演賞は、年会の一般講演ならびにオーガナイズドセッションにおいて、登壇して優れた講演発表を行った若手研究者に贈呈する。

第26条（年会若手優秀講演賞の受賞者数）

各年会における年会若手優秀講演賞の受賞者数は、原則として最大5名までとする。

第27条（年会若手優秀講演賞の表彰）

年会若手優秀講演賞の表彰は、当該年会の直近の定時社員総会において行う。受賞者には表彰状を授与する。あわせて、学会誌『応用数理』において受賞者及び受賞講演概要を紹介する。

第28条（年会若手優秀講演賞選考委員会）

年会若手優秀講演賞選考委員会は、表彰委員会から委員長を含む委員4名と、年会実行委員会代表2名、年会座長代表2名の計8名で構成する。表彰委員会委員長は選考委員会の委員長を務める。

2 選考委員の任期は、委嘱の日より、表彰を行う定時社員総会までとする。

3 選考委員は、無報酬とする。

第29条（候補者）

年会若手優秀講演賞の選定の対象となる者は、年会の一般講演もしくはオーガナイズドセッションにおいて講演申し込み時に発表者として登録し登壇した者のうち、当該年度4月1日現在で35歳未満であり、本賞を過去に受賞したことがない者とする。なお、対象外の者との共著論文も表彰対象とする。

第30条（選考手順）

年会若手優秀講演賞の選考は、当該年会の座長およびセッション参加者による講演についての評価結果に基づいて推薦された候補者に対して、年会若手優秀講演賞選考委員会が、当該の予稿集論文ならびに講演に関する資料等について審査を行う。同選考委員会は選考経過とともに受賞者候補者を理事会に報告し、理事会において受賞者内定者を決定する。

第8章 年会優秀ポスター賞

第31条（年会優秀ポスター賞の目的）

年会優秀ポスター賞は、年会のポスターセッションにおいて、優れた研究成果を発表した講演者に贈呈する。内容だけでなく、ポスターとしても優れていることを考慮する。

第32条（年会優秀ポスター賞の受賞者数）

各年会における年会優秀ポスター賞の受賞者数は、最優秀ポスター賞1件、優秀ポスター賞3件程度とする。

第33条（年会優秀ポスター賞の表彰）

年会優秀ポスター賞の受賞者は、当該年会ポスターセッション終了後、年会実行委員会が公表する。受賞者には表彰状が授与される。

第34条（候補者）

年会優秀ポスター賞の選定の対象となる者は、年会のポスターセッションにおいて講演申し込み時に発表者として登録し登壇した者のうち、当該年度4月1日現在で35歳未満であり、本賞を過去に受賞したことがない者とする。なお、対象外の者との共著ポスターも表彰対象とする。

第35条（選考手順）

年会優秀ポスター賞は、年会実行委員会が定める審査員がポスターを評価し、その結果に基づき年会実行委員全員により構成される選考委員会が選考する。年会実行委員長が選考委員長を務める。

第9章 研究部会連合発表会優秀講演賞

第36条（研究部会連合発表会優秀講演賞の目的）

研究部会連合発表会優秀講演賞（以下、連合発表会優秀講演賞）は、研究部会連合発表会（以下、連合発表会）において、登壇して優れた講演発表を行った研究者に贈呈する。

第37条（研究部会連合発表会優秀講演賞の受賞者数）

各連合発表会における優秀講演賞の受賞者数は、原則として最大3名までとする。

第38条（研究部会連合発表会優秀講演賞の表彰）

連合発表会優秀講演賞の表彰は、当該連合発表会の直近の社員定時総会において行う。受賞者には表彰状を授与する。あわせて、学会誌『応用数理』において受賞者及び受賞講演概要を紹介する。

第39条（研究部会連合発表会優秀講演賞選考委員会）

連合発表会優秀講演賞選考委員会は、表彰委員会から委員長を含む委員4名と、連合発表会実行委員会代表2名の計6名で構成する。表彰委員会委員長は同選考委員会の委員長を務める。

2 選考委員の任期は、委嘱の日より、表彰を行う定時社員総会までとする。

3 選考委員は、無報酬とする。

第40条（候補者）

連合発表会優秀講演賞選定の対象となる者は、連合発表会において講演申し込み時に発表者として登録し登壇した者とする。なお、対象外の者との共著講演も表彰対象とする。

第41条（選考手順）

連合発表会優秀講演賞の選考にあたって、各研究部会の代表または幹事は、当該研究部会での優れた講演の中から最大1件を推薦する。推薦を受けた候補者に対して、選考委員会が推薦書ならびに講演資料等をもとに審査を行う。同選考委員会は選考経過とともに受賞者候補者を理事会に報告し、理事会において受賞者内定者を決定する。

第10章 外部賞への推薦

第42条（推薦条件）

外部団体等が制定している賞および研究助成等への日本応用数理学会からの推薦については、以下の者を対象とする。

- （1）個人に対する推薦：会員またはフェローであること
- （2）複数人に対する推薦：筆頭者が会員またはフェローであること

第11章 外部賞受賞広報

第43条（外部賞受賞の掲載）

以下の各賞に対して、個人に対する賞における会員またはフェローの受賞、および複数人に対する賞における筆頭者が会員もしくはフェローである受賞を学会誌、学会 Web サイト、学会メーリングリストに掲載する。

（海外）IMU Prizes、ICIAM Prizes、Abel Prize、King Faisal International Prize、

EASIAM Student Paper Prize

(国内) 勲章(大綬章のみ)、文化功労者、文化勲章、紫綬褒章、日本国際賞、京都賞、日本学士院賞、日本学術振興会賞、井上學術賞、文部科学大臣表彰科学技術賞、文部科学大臣表彰若手科学者賞、朝日賞、東レ科学技術賞、東レ科学技術研究助成、猿橋賞、藤原賞、藤原洋数理科学賞

なお、上記リストに含まれない賞の掲載、およびリストの改訂については理事会で承認を受ける。

第12章 研究部会の定める賞

第44条(研究部会の定める賞の目的)

研究部会は、賞を制定し、研究や研究部会の活動において顕著な寄与のある研究者を表彰することができる。

第45条(研究部会の定める賞の名称)

研究部会の定める賞の名称は、研究部会が独自に制定できる。ただし、名称の中に研究部会の名称を含めなければならない。

第46条(規定の作成と公表)

賞を定める際には、研究部会は、賞の設置目的、受賞人数、候補者の条件、選考手順、表彰方法を記した規定を作成し、理事会の承認を受けたのちに、研究部会のウェブで公表しなければならない。また、規定の URL を理事会に報告し、学会ウェブにおいても公表しなければならない。

第47条(受賞者の公表)

研究部会は、研究部会の定める賞の受賞者を研究部会のウェブで公表しなければならない。また、学会ウェブ、ML ダイジェストに広報を依頼することができる。ただし、学会誌、年会プログラム、年会講演予稿集、年会ウェブ、研究部会連合発表会プログラム、研究部会連合発表会ウェブにおいて受賞者の広報をすることはできない。

第13章 利益相反

第48条(利益相反)

論文賞およびベストオーサー賞の選考においては、それぞれ賞の選考を行う委員会の委員長が著者に含まれる論文、著述、講演あるいはポスターは、その賞の選考の対象外とする。また、選考の対象となる論文、著述、講演あるいはポスターの著者に、その選考を行う委員会の委員が含まれている場合、当該論文、著述あるいは講演をその選考委員による評価の対象外とする。

2 年会若手優秀講演賞、連合発表会優秀講演賞および年会優秀ポスター賞の選考において、選考委員長が著者に含まれる講演が第30条の選考手順により推薦された場合には、年会若手優秀講演賞、連合発表会優秀講演賞に対しては選考委員長を新たに表彰委員会から、年会優秀ポスター賞に対しては年会実行委員からそれぞれ新たに選出し交代する。年

会若手優秀講演賞、連合発表会優秀講演賞において、被推薦講演の著者にすべての表彰委員が含まれる場合は、被推薦講演の著者に含まれていない新たな選考委員長を理事会が選出する。

3 年会優秀ポスター賞において、すべての年会実行委員がポスター著者である場合、審査員選出前に年会実行委員長が新たな選考委員長の選出を理事会に依頼し、理事会が新たな選考委員長を選出する。

第14章 規程の改廃

第49条（改廃）

本規程の改廃は理事会の決議により実施する。

附則（2021年1月29日理事会承認）

- 1 この規程の名称を「表彰委員会規程」から「表彰規程」に変更する。
- 2 業績賞規程（2011年5月20日制定、2016年3月25日最終改訂）、論文賞規程（1993年11月11日制定、2017年10月17日最終改訂）、ベストオーサー賞規程（2004年6月27日制定、2018年3月30日最終改定）、講演賞・外部賞表彰規程（制定日不明、2017年11月24日最終改訂）は、この改正をもって廃止する。ただし、本施行日時点で選考中の表彰については、従前の各規程に従うものとする。